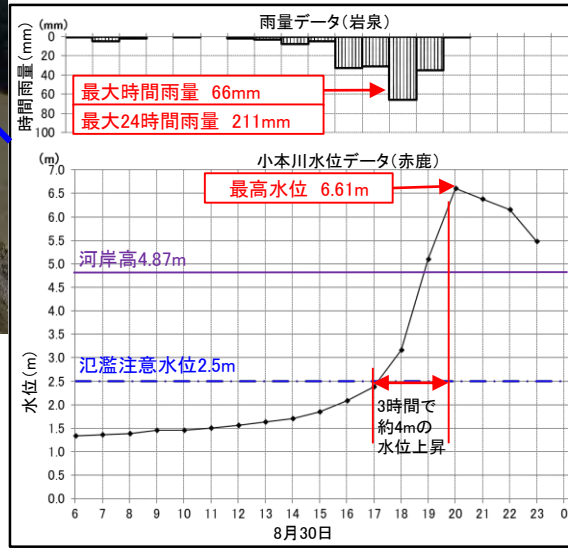
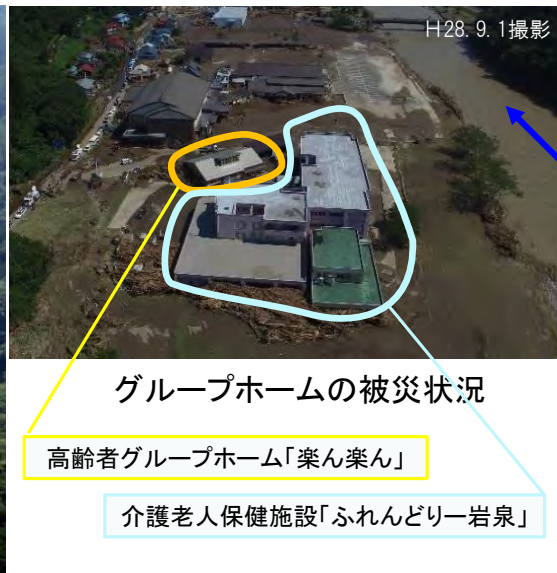


「最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会」
規約の変更について

平成29年 5月30日
酒田河川国道事務所

急激な水位上昇等により要配慮者利用施設での逃げ遅れによる被害が発生(岩手県小本川)

- 小本川の氾濫により、沿川のグループホームの利用者9名が死亡。
- 被災したグループホームの管理者は、避難準備情報の発令を認識していたが、当該情報をきっかけとした避難行動はとられていなかった。



避難に関する経緯等

時刻	8月30日の主な動き
9:00頃	・岩泉町の全域に避難準備情報を発令
14:00頃	・避難勧告(安家地区の一部133世帯(小本川流域外))
16:47	・盛岡地方気象台から岩泉町に対し大雨に関する電話
17:20頃	・岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に小本川の水位に関する電話 ・岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。
17:30頃	・管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。
18:00頃	・楽ん楽んでは、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。 ・ふれんどりー岩泉において1階(居室なし)から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、2階にいた入所者を3階に避難させた。
19:45頃	・要配慮者施設の1階が水没(天井近くの時計がこの時間で停止)

※内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」第1回資料より抜粋

○水位周知河川に指定されておらず、浸水想定区域も公表されていなかった。
・岩手県は、水位周知河川指定に向けて浸水想定区域の検討を行っていたが、東日本大震災に伴う地盤沈下等により、河川指定、区域公表がなされていなかった。

○小本川沿川地域で避難勧告が出ていなかった。
・県からの情報が首長に伝わっていなかった。
・首長に対する技術的な支援がなかった。
(水位の上昇が速く臨機の対応ができなかった。)

○要配慮者利用施設の管理者が避難行動に踏み切れなかった
・『避難準備情報』の意味が施設管理者に理解されていなかった。
(今回被災した要配慮者施設では洪水に対する避難計画がなかったため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった。)

答申の概要(実施すべき対策)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

■関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進

- (1) 水防災意識社会再構築のための協議会を活用した減災対策の推進
 - ・都道府県管理河川においても、減災対策協議会の設置を促進するとともに、幅広い関係者が参画し、取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築

■水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

- (1) 確実な避難勧告等の発令に対する支援
 - ・各市町村の避難勧告等の発令基準やタイムライン等の点検を実施
 - ・ガイドライン策定等により都道府県管理河川でのホットラインの定着を促進
- (2) 水害リスク情報等の共有
 - ・水位周知河川に指定すべき河川の考え方を明確化し、指定を促進するとともに、早期指定が困難な河川でも浸水想定を簡易に提供する方策を検討
 - ・安価かつ設置容易な水位計の開発・設置の促進及び、水位情報を提供・管理する仕組み、体制の検討を実施
 - ・水位周知河川に指定されていない河川において、浸水実績等をできる限り把握し、水害リスク情報として周知する仕組みを構築
 - ・水位周知河川に指定されていない河川において、雨量情報の活用を検討
- (3) 要配慮者利用施設における確実な避難
 - ・施設管理者を対象とした防災情報等の説明会を関係機関と連携して推進
 - ・避難確保計画の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を徹底させるための仕組みを構築
 - ・モデル地区での関係機関による避難確保計画の作成と作成過程で得られた知見を全国展開する取組の実施
 - ・関係機関が連携し地方公共団体の避難確保計画点検用マニュアルを作成

■河川管理施設の効果の確実な発現

- (1) 河川管理施設の効果の確実な発現
 - ・操作不要な樋門等の導入を推進するとともに、地方公共団体以外の団体への操作委託を可能とするなど、確実な施設の運用体制確保の取組を推進
 - ・ICT等の最新技術の活用により河川管理の高度化に向けた取組を推進

■適切な土地利用の促進

- (1) 適切な土地利用の促進
 - ・関係機関と連携した水害リスク情報の提供
 - ・関係機関と連携して、災害危険区域指定事例を周知するなどの取組を検討

■重点化・効率化による治水対策の促進

- (1) 人口・資産が点在する地域等における治水対策
 - ・洪水時の氾濫形態や地域の状況を考慮した上で、輪中堤などの局所的な対応による効率的な対策により、生活拠点や防災拠点などの中枢機能を重点的に防御する治水対策を推進
 - ・避難場所や避難路の整備を河川改修と併せて実施する際に掘削土を活用するなど、関係者が一体となった取組により整備を促進
 - ・浸水被害の拡大を抑制する連続盛土や高台となっている自然地形等を保全する仕組みを構築
 - ・多様な機能を有するため池、水田などの機能の保全・有効活用も含め、貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策を地方部においても推進
 - ・流木による橋梁の流下阻害にかかるリスクを地域で確認し、施設管理者と共有・連携の上、阻害解消に向けた取組を推進
 - ・上流域において、流木や土砂の流出抑制の取組を推進
- (2) 上下流バランスを考慮した本川上流や支川における治水対策
 - ・上下流の河川管理者が協同し、流域全体を考慮した治水対策を推進
 - ・降雨状況の変化等を評価し、必要に応じて治水計画の見直しを実施
 - ・ダムや遊水地などの洪水調節施設の機能向上や運用の工夫など、既存ストックを最大限活用した効率的な下流負荷軽減対策を実施
 - ・大規模水害を受けた水系などにおいて既設ダムの暫定的な運用手法を検討
 - ・都道府県管理河川において、洪水調節施設の機能向上等の高度な技術を要する工事については、国等が代わって工事を実施するなどの技術的支援が実施できる仕組みを構築
- (3) 社会経済に大きな影響を与える施設の保全
 - ・河川管理者の治水対策とあわせて、重要施設の管理者が自ら浸水対策を実施するなど、重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進

■災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

- (1) 早期復旧に対する支援
 - ・地方公共団体が行う災害対応力向上にかかる取組に対する支援を強化
 - ・地方公共団体が実施する一連の災害復旧への支援について検討
 - ・緊急的かつ高度な技術を要する災害復旧工事等については、国等が代わって工事を実施するなどの技術的支援が実施できる仕組みを構築
- (2) 地方公共団体における災害情報の収集・提供等への支援
 - ・発災前の警戒段階からの支援を検討するとともに、タイムラインの取組を都道府県管理河川においても拡大して推進
 - ・TEC-FORCE、災害査定の実験者など災害対応についての豊富な知見を有する行政経験者や河川管理に関する資格保有者等を活用
- (3) 出水時における水防活動への支援
 - ・建設業者等がより円滑に水防活動を実施できる仕組みを構築

最上川下流、赤川大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改正案）

最上川水系、赤川水系の山形県管理河川の追加及び、山形県管理河川の追加に伴い事務局に山形県（河川課）を追加する。また、遊佐町をオブザーバーとして追加する。

【改正箇所新旧対比表】

改 正 前	改 正 後
<p>名称</p> <p>—</p>	<p>名称 【追加】</p> <p>2 最上川下流とは、酒田河川国道事務所が管理する最上川本支川、及び山形県が管理する別表3の最上川支川を指すものとする。</p> <p>3 赤川とは、酒田河川国道事務所が管理する赤川本支川、及び山形県が管理する別表4の赤川本支川を指すものとする。</p>
<p>事務局</p> <p>2 事務局は、酒田河川国道事務所調査第一課に置く。</p>	<p>事務局 【内容変更】</p> <p>2 事務局は、酒田河川国道事務所調査第一課及び山形県県土整備部河川課に置く。</p>
<p>附則</p> <p>—</p>	<p>附則 【追加】</p> <p style="text-align: center;">平成29年〇月〇日改正</p>
<p>別表1（構成員）</p> <p>鶴岡市長</p> <p>酒田市長</p> <p>三川町長</p> <p>庄内町長</p> <p>気象庁 山形気象台長</p> <p>山形県 環境エネルギー部 危機管理・</p> <p style="padding-left: 40px;">くらし安心局 危機管理課長</p> <p>山形県 県土整備部 参事（兼）河川課長</p> <p>山形県 庄内総合支庁 総務企画部長</p> <p>山形県 庄内総合支庁 建設部長</p> <p>国土交通省東北地方整備局</p> <p style="padding-left: 40px;">月山ダム管理所長</p> <p>国土交通省東北地方整備局</p> <p style="padding-left: 40px;">酒田河川国道事務所長</p>	<p>別表1（構成員） 【内容変更】</p> <p>鶴岡市長</p> <p>酒田市長</p> <p>三川町長</p> <p>庄内町長</p> <p>遊佐町長（オブザーバー）</p> <p>気象庁 山形気象台長</p> <p>山形県 環境エネルギー部 危機管理・</p> <p style="padding-left: 40px;">くらし安心局 危機管理課長</p> <p>山形県 県土整備部 参事（兼）河川課長</p> <p>山形県 庄内総合支庁 総務企画部長</p> <p>山形県 庄内総合支庁 建設部長</p> <p>国土交通省東北地方整備局</p> <p style="padding-left: 40px;">月山ダム管理所長</p> <p>国土交通省東北地方整備局</p> <p style="padding-left: 40px;">酒田河川国道事務所長</p>

<p>別表 1 (事務局)</p> <p>国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課</p>	<p>別表 1 (事務局) 【内容変更】</p> <p>国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課</p> <p style="color: red;">山形県県土整備部 河川課</p>
<p>別表 2 (構成員)</p> <p>鶴岡市 危機管理監</p> <p>酒田市 危機管理課長</p> <p>三川町 総務課長</p> <p>庄内町 総務課 主幹</p> <p>気象庁 山形地方気象台 防災管理官</p> <p>山形県 環境エネルギー部 危機管理・ くらし安心局 危機管理課 課長補佐</p> <p>山形県 県土整備部 河川課 課長補佐</p> <p>山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室長</p> <p>山形県 庄内総合支庁 河川砂防課長</p> <p>国道交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長</p> <p>国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長</p>	<p>別表 2 (構成員) 【内容変更】</p> <p>鶴岡市 危機管理監</p> <p>酒田市 危機管理課長</p> <p>三川町 総務課長</p> <p>庄内町 総務課 主幹</p> <p style="color: red;">遊佐町 総務課長 (オブザーバー)</p> <p>気象庁 山形地方気象台 防災管理官</p> <p>山形県 環境エネルギー部 危機管理・ くらし安心局 危機管理課 課長補佐</p> <p>山形県 県土整備部 河川課 課長補佐</p> <p>山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室長</p> <p>山形県 庄内総合支庁 河川砂防課長</p> <p>国道交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長</p> <p>国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長</p>
<p>別表 2 (事務局)</p> <p>国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課</p>	<p>別表 2 (事務局) 【内容変更】</p> <p>国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課</p> <p style="color: red;">山形県県土整備部 河川課</p>

最上川下流、赤川大規模氾濫時の減災対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、最上川下流、赤川大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

- 2 最上川下流とは、酒田河川国道事務所が管理する最上川本支川、及び山形県が管理する別表3の最上川支川を指すものとする。
- 3 赤川とは、酒田河川国道事務所が管理する赤川本支川、及び山形県が管理する別表4の赤川本支川を指すものとする。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により、大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、最上川下流、赤川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有。
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成。
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項。

(幹事会)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
- 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、酒田河川国道事務所調査第一課及び山形県県土整備部河川課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月30日から施行する。

平成29年〇月〇日改正

別表 1

(構成員)	鶴岡市長 酒田市長 三川町長 庄内町長 遊佐町長 (オブザーバー) 気象庁 山形地方気象台長 山形県 環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課長 山形県 県土整備部 参事 (兼) 河川課長 山形県 庄内総合支庁 総務企画部長 山形県 庄内総合支庁 建設部長 国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所長
(事務局)	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課 山形県県土整備部 河川課

別表 2

(構成員)	鶴岡市 危機管理監
	酒田市 危機管理課長
	三川町 総務課長
	庄内町 総務課 主幹
	遊佐町 総務課長 (オブザーバー)
	気象庁 山形地方气象台 防災管理官
	山形県 環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課 課長補佐
	山形県 県土整備部 河川課 課長補佐
	山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室長
	山形県 庄内総合支庁 河川砂防課長
	国土交通省東北地方整備局 月山ダム管理所長
	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 副所長
	(事務局)
	山形県県土整備部 河川課

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿川市町村
			上流端	下流端		
もがみ がわ 最上川	きょう でん がわ 京田川	一次	左岸 鶴岡市羽黒町川代字東増川山国有林鶴岡事業区43林班ろ小班地先 右岸 同市羽黒町川代同字国有林鶴岡事業区42林班ろ小班地先	左岸 酒田市坂野辺新田字下割14の3地先 右岸 同市落野目字広野7番地先	33,083	鶴岡市 酒田市 庄内町
	しほ しま がわ 藤島川	二次	鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先(国有林林小班)	京田川への合流点	32,500	鶴岡市 三川町
	くろ せき がわ 黒瀬川	三次	鶴岡市羽黒町高寺字林崎1番地先の小黒川橋	藤島川への合流点	9,300	鶴岡市
	こん の がわ 今野川	三次	鶴岡市羽黒町荒川字水沢101番地先の市道橋(今野橋)	同上	7,600	鶴岡市
	う づつ の がわ 宇津野沢川	二次	山形県東田川郡庄内町狩川字津野14番地の1地先の町道橋下流端	京田川への合流点	2,800	庄内町
	しん 小 がわ 新小牧川	一次	左岸 酒田市大町字下割346番1地先 右岸 同市大町同字347番1地先	最上川への合流点	1,355	酒田市
	こ ま がわ 小牧川	二次	新小牧川からの分派点		3,025	酒田市
	あい ざわ がわ 相沢川	一次	酒田市北俣字奥山58番地	左岸 酒田市石名坂字上田元27番地先 右岸 同市檜橋字下川原456番地先	11,000	酒田市
	かな や がわ 金谷沢川	二次	左岸 酒田市山谷新田字金谷63番地の1地先 右岸 同市山谷新田同字55番地先	相沢川への合流地点	3,000	酒田市
	にし ざわ がわ 西沢川	三次	左岸 酒田市山谷新田字西沢71番地の1地先 右岸 同市山谷新田同字70番の1地先	金谷沢川への合流点	1,500	酒田市
	やま の がわ 山谷川	二次	左岸 酒田市山谷字堤廻り83番地先 右岸 同市山谷同字84番地先	相沢川への合流点	2,500	酒田市
	た ざわ がわ 田沢川	二次	左岸 酒田市山元字奥山国有林109林班い小班地先 右岸 同市山元字国有林104林班い小班地先	同上	12,000	酒田市
	なが の がわ 長根川	三次	左岸 酒田市田沢字上ノ山204番地先 右岸 同市田沢字長根159番地先	田沢川への合流点	500	酒田市
	しほ 内 がわ 庄内水沢川	三次	左岸 酒田市田沢字丑ヶ沢102番地の2地先 右岸 同市田沢字堰口裏16番の1地先	同上	2,900	酒田市
	きよ ざわ がわ 鷺沢川	三次	音見沢の合流点	同上	2,000	酒田市
	たて やま がわ 楯山川	三次	左岸 酒田市楯山字高森21番地の乙地先 右岸 同市楯山同字29番地の丙地先	同上	4,400	酒田市
	くま の がわ 熊の沢川	四次	左岸 酒田市楯山字熊野沢6番地先 右岸 同市楯山同字16番地先	楯山川への合流点	1,000	酒田市
	み くり がわ 三栗谷沢川	三次	左岸 酒田市山元字沢の内8番地先 右岸 同市山元字馬下沢1の6番地先	田沢川への合流点	2,000	酒田市
	こ ばやし がわ 小林川	三次	左岸 酒田市小林字天入防沢50番地の62地先 右岸 同市小林字村上1番地先	同上	5,500	酒田市
	てら ざわ がわ 寺沢川	四次	左岸 酒田市西坂本字防中10番地先 右岸 同市西坂本字寺沢50番地先	小林川への合流点	700	酒田市
	ク サ イ がわ クサイ沢川	三次	左岸 酒田市山元字奥山国有林103林班ろ小班地先 右岸 同市山元字滝ノ下国有林102林班め小班地先	田沢川への合流点	700	酒田市
	なか の がわ 中野俣川	二次	酒田市中野俣字深山1番地先(国有林82林班さる小班)	相沢川への合流点	7,000	酒田市
	あい かけ がわ 相掛沢川	三次	左岸 酒田市中野俣字相掛沢10番地先 右岸 同市中野俣同字16番地先	中野俣川への合流点	2,100	酒田市
	なか ざと がわ 中里川	三次	酒田市中野俣字中里20番地の2地先の農道橋下流端	同上	1,100	酒田市
	しん とう がわ 進藤沢川	三次	左岸 酒田市中野俣字沢山2番地先 右岸 同市中野俣同字1番地先	中野俣川への合流点	1,200	酒田市
	しろ いし がわ 白石沢川	三次	左岸 酒田市中野俣字白石沢27番地の14地先 右岸 同市中野俣同字91番地の91地先	同上	1,500	酒田市
	まろ け がわ 経ケ蔵川	三次	左岸 酒田市中野俣字円能寺27番地先 右岸 同市中野俣字四十八坂6番地	同上	400	酒田市
	えち こ ざわ がわ 越後沢川	二次	左岸 酒田市北俣字上野山19番地先 右岸 同市北俣字本宮1番地先	相沢川への合流点	1,000	酒田市
	よし がわ 吉ヶ沢川	二次	左岸 酒田市北俣字沢田102番地先 右岸 同市北俣同字101番地先	同上	2,000	酒田市
	まる やま がわ 丸山川	二次	左岸 酒田市北俣字中台114番地 右岸 同市北俣字西峰112番地先	同上	1,877	酒田市
	ひがし ざわ がわ 東沢川	三次	左岸 酒田市北俣字東沢160番地先 右岸 同市北俣同字161番地先	丸山川への合流点	972	酒田市
	なか ざわ がわ 仲沢川	三次	左岸 酒田市北俣字仲沢12番地の24地先 右岸 同市北俣字中台55番の39地先	同上	700	酒田市
あい ざわ がわ 愛沢川	二次	左岸 酒田市北俣字桂沢114番地先 右岸 同市北俣同字大師石4番地	相沢川への合流点	2,700	酒田市	
たけ だ がわ 竹田川	一次	左岸 酒田市字総光寺沢3番の1地先 右岸 同市同字3番の1地先	最上川への合流点	4,500	酒田市	
しほ ざわ がわ 藤沢川	二次	左岸 酒田市土瀬字早房1番の2地先 右岸 同市茗ヶ沢字沢尻145番地先	竹田川への合流点	2,500	酒田市	
やま の がわ 山寺川	一次	酒田市山寺字欠之上127番地先の皇大神社橋下流端	最上川への合流点	1,400	酒田市	

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
	み見 初 川	二次	左岸 酒田市山寺字見初沢13番地先 右岸 同市山寺同字10番地先	山寺川への合流点	1,500	酒田市
	せき 根 川	一次	左岸 酒田市山寺字小出孫谷地124番地の1地先 右岸 同市山寺字欠之上49番地の1地先	最上川への合流点	1,000	酒田市
	すず 鈴 川	一次	左岸 酒田市白ヶ沢字内畑1番地先 右岸 同市白ヶ沢字池田通り72番地先	同 上	2,700	酒田市
	つり 網 川	二次	酒田市白ヶ沢字西山17番地の1地先の砂防堰堤下流端	鈴川への合流点	2,000	酒田市
	たし 木 川	一次	酒田市白ヶ沢字上沢通り1番の2地先の治山堰堤	最上川への合流点	1,700	酒田市
	さん 瀬 川	一次	左岸 酒田市成興野字上堰内109番地先 右岸 同市成興野字堰内31番地の2地先	同 上	5,000	酒田市
	また 右 門 川	二次	酒田市成興野字箕輪2番地先の砂防堰堤	三瀬川への合流点	350	酒田市
	たち 谷 沢 川	一次	濁沢川の合流点	左岸 山形県東田川郡庄内町肝煎字下小出沢68番地先 右岸 同町腹巻野36番の20地先	21,820	庄内町
	こ 出 沢 川	二次	左岸 山形県東田川郡庄内町肝煎字下小出沢68番地先 右岸 同町肝煎字同字32番地先	立谷沢川への合流点	860	庄内町
	ひがし 大 沢 川	二次	左岸 山形県東田川郡庄内町肝煎字東大沢4番地先 右岸 同町肝煎同字5番の1地先	同 上	1,520	庄内町
	あ 世 波 川	二次	小申花沢川の合流点	同 上	1,920	庄内町
	やま 造 川	二次	左岸 山形県東田川郡庄内町肝煎字須部野新田89番の2地先の砂防堰堤下流端	同 上	3,000	庄内町
	みず 沢 川	二次	山形県東田川郡庄内町科沢字東山30番地の23地先の砂防堰堤下流端	同 上	1,400	庄内町
	にこり 濁 沢 川	二次	左岸 山形県東田川郡庄内町立谷沢字本沢国有林26林班いゝ小班地先 右岸 同町立谷沢同字国有林25林班いゝ小班地先	同 上	3,500	庄内町
	かし 谷 沢 川	一次	左岸 酒田市柏谷沢字杉森6番地先 右岸 同市柏谷沢字水上64番の1地先	最上川への合流点	1,000	酒田市

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿川市町村
			上 流 端	下 流 端		
あかがわ 赤川	あか 川		大島池からの流出点		37,400	鶴岡市
	おお やま 川	一次	左岸 鶴岡市坂野下字坂下26番地先 右岸 同市東目字河倉109番地先	左岸 鶴岡市熊出字南俣95番の内5地先 右岸 鶴岡市中野新田字野新田7地先	24,850	鶴岡市 酒田市 三川町
	こ はま 川	二次	左岸 山形県東田川郡三川町大字成田新田字小浜13番の1地先 右岸 同町同大字同字10番地先	大山川への合流点	500	鶴岡市 三川町
	あん たん 川	二次	左岸 鶴岡市中野京田字一柳98番地先 右岸 同市西京田字与利替29番地先	同 上	1,400	鶴岡市
	ち やす 川	二次	鶴岡市大淀川字洞合22番の3地先の興野橋	同 上	3,500	鶴岡市
	湯 ひり 川	二次	左岸 鶴岡市森片字前田100番の1地先 右岸 同市森片同字79番の1地先	同 上	5,000	鶴岡市
	おお と 川	二次	左岸 鶴岡市大広字町川1番地先 右岸 同市同大広字大木27番地先	同 上	6,800	鶴岡市
	や ひき 川	三次	鶴岡市矢引字矢引11番地先の函渠上流端	大戸川への合流点	2,029	鶴岡市
	こ みず 川	二次	左岸 鶴岡市中清水字但馬谷地95番地先 右岸 同市中清水同字96番地先	大山川への合流点	1,500	鶴岡市
	しょう れん 寺 川	二次	鶴岡市少連寺字家の前地先の与左エ門橋	同 上	3,000	鶴岡市
	かわ ち 沢 川	二次	左岸 鶴岡市関根字河内沢39番地先 右岸 同市関根同字38番地先	同 上	1,800	鶴岡市
	しょう りゅう 寺 川	一次	左岸 鶴岡市板井川字東村67番の12地先 右岸 同市板井川字関根下69番の3地先	赤川への合流点	19,300	鶴岡市
	つ 角 田 川	二次	左岸 鶴岡市西荒屋字椿沢46番の1地先 右岸 同市西荒屋字柳沢1番地先	青竜寺川への合流点	2,600	鶴岡市
	うち 内 川	二次	青竜寺川からの分派点	鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端	16,450	鶴岡市
	しん うち 内 川	三次	内川からの分派点	内川への合流点	2,340	鶴岡市
	なま つ 津 川	四次	左岸 鶴岡市我老林字村西76番地先 右岸 同市我老林同字77番地先	新内川への合流点	2,100	鶴岡市
	まる おか ぶん 分水 路	二次	青竜寺川からの分派点	内川への合流点	2,700	鶴岡市
	と ぎ 沢 川	一次	左岸 鶴岡市黒川字田沢75番地先 右岸 同市黒川同字86番地先	赤川への合流点	2,500	鶴岡市
	ま がみ 模 川	一次	左岸 鶴岡市松根字高森山15番の2地先 右岸 同市松根字相模山10番地先	同 上	4,000	鶴岡市
	か ず なし 無 川	一次	一の俣沢川の合流点	同 上	1,900	鶴岡市
	ひがし いわ もと 川	一次	二の又沢川の合流点	同 上	1,400	鶴岡市
	ま ちゅう 中 沢 川	一次	鶴岡市越中山字村田25番の乙地先の砂防堰堤下流端	同 上	2,650	鶴岡市
	たき の 沢 川	一次	左岸 鶴岡市熊出字南俣146番の4地先 右岸 同市熊出同字3番地先	同 上	1,300	鶴岡市
	ほん 梵 川	一次	出谷川の合流点	左岸 鶴岡市上名川字東山2番の4地先 右岸 同市田麦俣字六十里山国有林78林斑い小班地先	20,800	鶴岡市
			左岸 鶴岡市上名川字東山19番の71地先 右岸 同市大綱字土倉13番地先	赤川への合流点	8,850	
	わさ だ 田 川	二次	左岸 鶴岡市上名川字早田51番地先 右岸 同市上名川同字55番地先	梵字川への合流点	3,000	鶴岡市
	た 田 川	二次	左岸 鶴岡市田麦俣字蟻腰67番の1地先 右岸 同市田麦俣字湯元91番地先	鶴岡市田麦俣字七ツ滝180番の9地先の国道橋下流端	2,560	鶴岡市
	湯 や 屋 模 川	二次	オトリ沢の合流点	同 上	5,400	鶴岡市
	湯 の 沢 川	一次	左岸 鶴岡市本郷字湯の沢1番地先 右岸 同市本郷同字1番の2地先	赤川への合流点	2,000	鶴岡市
	ひら 平 沢 川	一次	左岸 鶴岡市本郷字平沢1番の31地先 右岸 同市本郷字芋川1番の310地先	同 上	2,900	鶴岡市
	おお さわ 沢 川	一次	左岸 鶴岡市行沢字大沢の内56番地先 右岸 同市行沢同字57番の3地先	同 上	650	鶴岡市
	い 芋 川	一次	左岸 鶴岡市本郷字芋川123番地先 右岸 同市砂川字小又1番の2地先	同 上	2,000	鶴岡市
	こ い 芋 川	一次	左岸 鶴岡市砂川字小芋15番地先 右岸 同市砂川同字14番の1地先	同 上	1,800	鶴岡市
と ざわ 沢 川	一次	左岸 鶴岡市砂川字村下45番地先 右岸 同市砂川字毒蛇27番地先	同 上	2,500	鶴岡市	
こ まつ 松 沢 川	一次	左岸 鶴岡市大針字松ヶ沢51番地先 右岸 同市大針字沢62番地先	同 上	1,500	鶴岡市	
まつ 松 沢 川	一次	左岸 鶴岡市松沢字又口45番地先 右岸 同市松沢字日影5番地先	同 上	2,000	鶴岡市	

水系	河川名	支川	区 間		管理延長(m)	沿江市町村
			上 流 端	下 流 端		
	みずかみざわがわ 水 上 沢 川	二次	左岸 鶴岡市松沢字沢口116番地先 右岸 同市松沢同字116番地先	松沢川への合流点	330	鶴岡市
	あななしざわがわ 穴 無 沢 川	二次	左岸 鶴岡市松沢字沢口115番地先 右岸 同市松沢同字115番地先	同 上	400	鶴岡市
	あいらんがわ 青 竜 川	一次	鶴岡市下田沢字滝の俣28番の1地先の林道橋下流端	赤川への合流点	400	鶴岡市
	くらがわがわ 倉 沢 川	一次	左岸 鶴岡市倉沢字中向104番地先 右岸 同市倉沢字摩耶山4番地先	同 上	5,000	鶴岡市
	しりぞわがわ 越 沢 川	二次	左岸 鶴岡市倉沢字越沢21番地先 右岸 同市倉沢字上道田17番地先	倉沢川への合流点	800	鶴岡市
	うらたがわがわ 上 田 沢 川	一次	左岸 鶴岡市上田沢字下小中島88番地先 右岸 同市上田沢字中明5番地先	赤川への合流点	4,000	鶴岡市
	あらいがわ 鱒 淵 川	一次	鶴岡市荒沢字鱒淵6番地先の砂防堰堤	同 上	3,500	鶴岡市
	にしおとりがわ 西 大 鳥 川	一次	鶴岡市大鳥字樹形1番地先	同 上	10,800	鶴岡市
	おとりいけ 大 鳥 池	一次		同 上	1,125	鶴岡市